

道内の飲食店を対象に、**感染防止対策**に必要な事項の取組状況を確認し、実施されている場合に**認証**する制度を実施しています。

飲食店の皆さまには、ぜひ、認証の取得をお願いいたします！

<取得のメリット>

- ★ 店舗における感染拡大の**リスク低減**
- ★ 感染防止対策への取組を**アピール**
- ★ 道HPで認証店を公表し、利用を推奨
- ★ **営業時間や酒類提供**に係る**制限が緩和**

国では新たな行動制限の緩和を検討しており、**さらなる制限緩和**を受けられる可能性があります。

※認証書のイメージ



1 対象事業者

道内で飲食業の営業許可を受けている事業者 ※店舗（テイクアウト、デリバリー型店舗等除く）ごとに申請

2 認証の流れ

申請

原則、電子申請
電子申請ができない場合は、
郵送での申請も可能

現地調査

- ・事前連絡の上、調査員による現地調査
- ・改善アドバイス

認証

基準を満たすと認証書を交付
店頭などへ掲示

3 認証基準

28項目 ※詳細は下記ホームページより

4 申請受付・お問い合わせ

○申請方法

HPより『**電子申請**』で受付

※**電子申請がご利用いただけない場合には**
郵送での申請も可能です

○ホームページ（制度の詳細や、電子申請の受付）

URL : <https://do-safety.jp/>

ホームページQRコード



○お問い合わせ(制度概要・認証基準の内容)

第三者認証制度コールセンター

電話 0570-783-816

受付時間 平日9:00~18:00

認証基準の概要

1 来店者の感染症予防（8項目）

- 店内入口に消毒設備を設置し、手指消毒を実施。
- 同一テーブルでの配置については、座席の間隔を最低1 m以上確保するまたは、テーブル上にパーティション等を設置。

2 従業員の感染症予防（5項目）

- 濃厚接触者として判断された従業員等は就業を禁止。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、対面での食事や会話を避けること。

3 施設・設備の衛生管理の徹底（4項目）

- 換気設備により必要換気量を確保。換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

4 感染者発生に備えた対処方針（2項目）

- 感染者が施設を利用していた場合や施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じる。

5 推奨項目（9項目）

- 施設は、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度などを定めたチェックリストを作成。